

埼玉県【目標設定型排出量取引制度】とは

埼玉県は平成21年2月に埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)を定め、県内の温室効果ガスの排出量を2020年までに2005年度比25%削減するという中期目標を設定しました。

事業活動に伴うCO2排出量の約50%、県全体のCO2排出量の約26%を占める大規模事業所について、温室効果ガス排出量の削減を求める【目標設定型排出量取引制度】を開始しました。

対象事業所

前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で1,500キロリットル以上の事業所(指定地球温暖化対策事業所)

連続する3年間のエネルギー使用量が原油換算で年間1,500キロカロリー以上使用している場合は、「特定地球温暖化対策事業所」となります。

事業所

エネルギー管理の連動性がある(エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一であったり、地域冷暖房施設について導管が連結している)場合は、複数の建物等をまとめて一事業所となります。

共通の所有者が存在する建物・施設が隣接(又は上記の規模の事業所については道路、水路等を挟んで近接していた場合(建物については大部分の所有者が同一の場合に限る。))は、複数の建物等をまとめて一事業所となります。

対象となる温室効果ガス

特定温室効果ガス

燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO2

その他ガス

非エネルギー起源CO2、CH4、N2O、PFC、HFC、SF6

削減計画期間

削減計画期間: 5年間

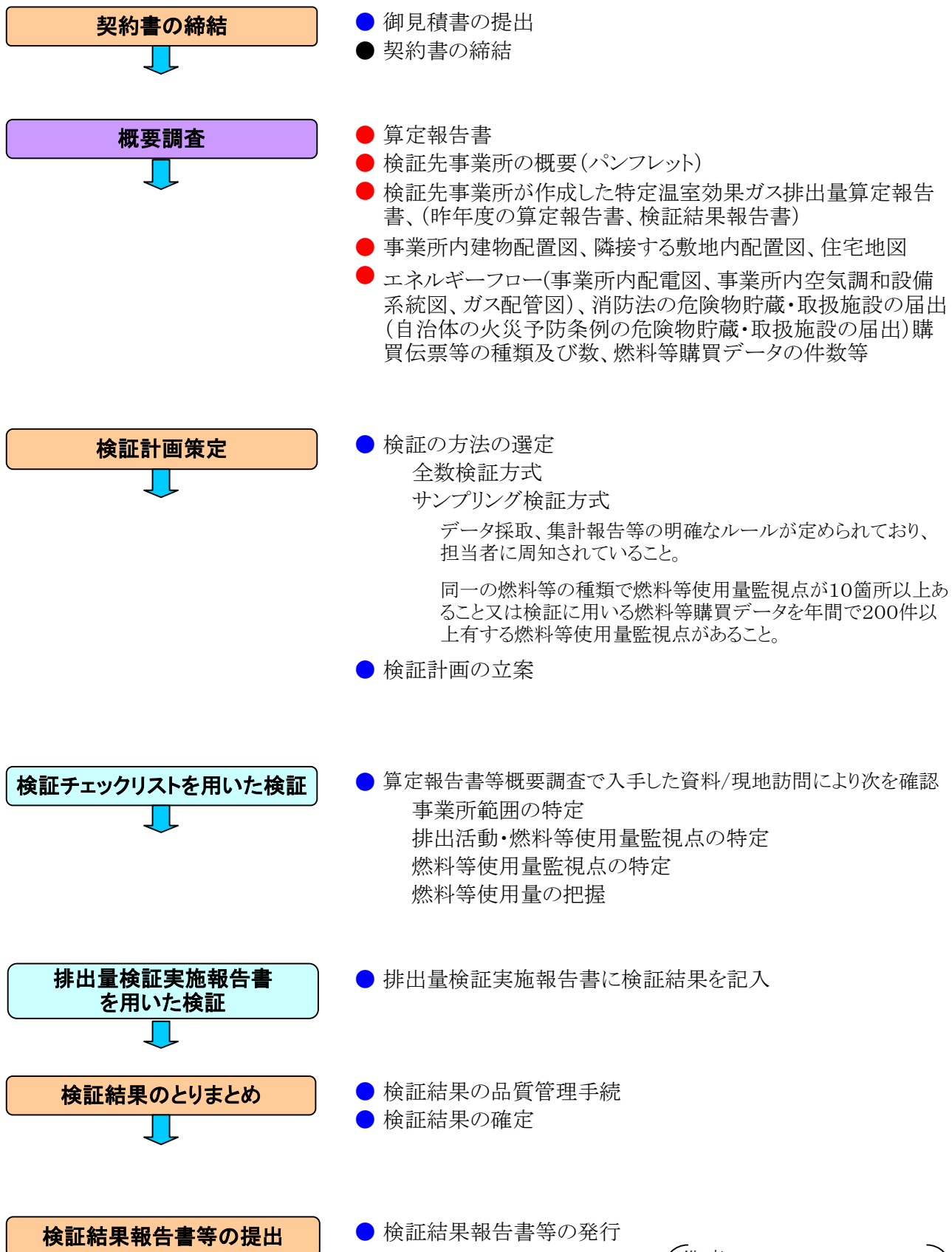
第一計画期間 : 2011~2014年度 (第一計画期間の履行期限:2016年3月末)

第二計画期間 : 2015~2019年度

削減義務率 (第一計画期間)

区 分		削減義務率
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設	8%
I-2	オフィスビル等のうち地域冷暖房等を2割以上利用している事業所	6%
II	区分I-1、I-2以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%

目標設定型排出量取引制度に係る検証業務フロー



備考:

- 必要に応じて現地訪問
- 現地で確認
- 事業所作成
- JCQA作成